

マイナポイント事業の

期間が延長されます



マイナポイントを受け取るためには

☆マイナンバーカードの申請をしましょう

マイナンバーカードをお持ちでない人は…

スマートフォン・パソコン・まちなかの証明写真機・郵便により申請可能です。
申請後、安中市から「交付通知書」が届きます(現在、交付通知書の発送までに1か月半〜2か月程度の期間を要していますが、申請状況によっては発送までの期間がさらに長くなる可能性があります)。

「交付通知書」に記載の必要書類を持参して困市民課または[☎]住民福祉課でマイナンバーカードをお受け取りください。

※困市民課では、写真撮影を行い、そのまま交付申請できる支援端末を用意しています。ぜひご利用ください。

☆マイナンバーカードを受け取ったらマイナポイントを申し込みましょう

マイナポイントは選んだ決済サービスのポイントとして付与されます。

マイナポイントの申込みの際に決済サービスを1つ選択しましょう。

※一度申し込んだ決済サービスの変更はできません。ご注意ください。

付与額

利用金額の25%で5,000円分まで

マイナポイント事業とは

キャッシュレス決済サービスを利用し、チャージまたはお買い物を行った人を対象に、キャッシュレス決済サービスのポイントとして「マイナポイント」を上乗せで付与するものです。



☎企画課情報政策係 (☎内線1023)

国の消費活性化策として昨年9月から実施されている「マイナポイント事業」の実施期間が令和3年9月まで延長となりました。
令和3年3月末までに新規にマイナンバーカードの交付を申請された場合、令和3年9月までマイナポイントが取得可能となります。マイナポイント事業をご利用される場合、令和3年3月末までに必ず交付申請をしてください。

3つの方法・場所で申請できます

① マイナポイント

手続スポット

お近くの手続スポットを探しましょう

- ・困市民課、[☎]住民福祉課
- ・コンビニ
- ・携帯ショップ
- ・郵便局 など

手続スポットの詳細は二次元コードからご確認ください



市では困市民課および[☎]住民福祉課に手続用のパソコンを用意してあります。また、操作方法の支援も行っています。

② スマートフォン

マイナポイントアプリをダウンロード

アプリ対応のスマートフォン機種は二次元コードからご確認ください。



③ パソコン

マイナポイント予約

申込サイトを検索

・「マイキーID作成・準備ソフト」をインストールしてください。
・マイナンバーカードに対応したカードリーダーが必要です。

マイナンバー総合フリーダイヤル
(☎0120-95-0178)
平日 午前9時30分〜午後8時
土日祝 午前9時30分〜午後5時30分

問合せ▶マイナンバーカード交付に関すること [☎]困市民課窓口係(☎内線1104) [☎]住民福祉課市民係(内線2123)
マイナポイント事業に関すること [☎]企画課情報政策係(☎内線1023)